

火葬業務の民間委託化について

北九州市行財政改革大綱（平成 26 年 2 月）を踏まえ、東部斎場及び西部斎場における斎場業務員の業務（火葬業務）について、「民間にできることは民間に委ねる」という考え方にに基づき民間委託化する。

記

1 民間委託の実施時期

平成 30 年 4 月から、火葬業務の民間委託を実施する。

2 主な業務内容

- (1) 炉前業務 棺の受入れ、火葬炉への納棺、火葬後の収骨など
- (2) 炉裏業務 火葬炉の運転操作、火葬後の焼骨の整体など

3 民間事業者の決定

安定的に火葬を継続していくため、火葬業務の履行実績がある事業者を対象に、本年度中に競争入札を行い、民間事業者を決定する。

4 斎場業務員の処遇

平成 30 年 4 月から、斎場等の一般事務員その他の行政職として配置する。

5 今後のスケジュール

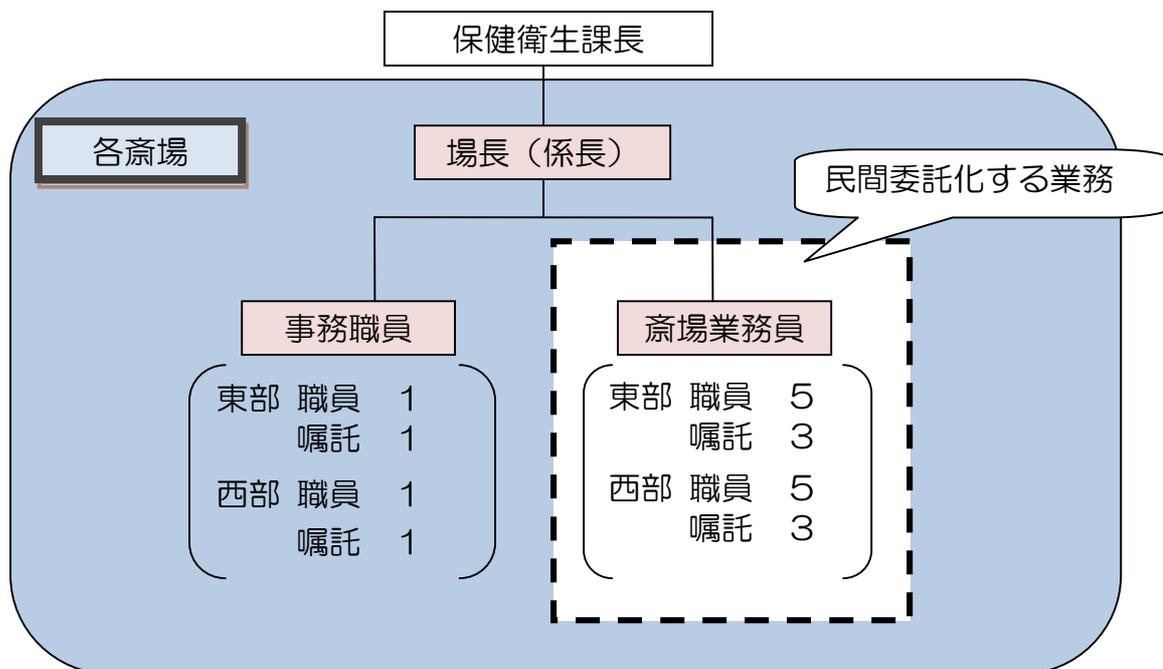
- 平成 29 年 11～12 月 入札手続き（4 年間の債務負担限度額 365,000 千円）
- 平成 30 年 2～3 月 業務引継ぎ等の実施期間
- 平成 30 年 4 月 委託業務開始

6 その他

東部斎場と西部斎場は、友引日を含む連続する 2 日間を交互に休業しているが、平成 30 年 4 月からこれを見直し、友引日のみ交互に休業する。

斎場の職員体制と斎場業務員に係る経費の比較

1 斎場の職員体制（東部斎場・西部斎場）



※ 行財政改革の方針を受けて、正規職員での斎場業務員の補充を見送っている。このため、現在は各斎場とも職員数が5人を下回り、その分、嘱託を増員して対応している。

2 斎場業務員に係る経費の比較

(単位：千円)

	H30	H31	H32	H33
直営の場合	379,200 (94,800/年×4年)			
委託の場合	365,000 (債務負担行為限度額)			
差額	△14,200			

※ 「直営の場合」とは、直営を継続していくうえで必要な正規職員等の人件費。

※ 債務負担行為限度額は、開場日数を拡大するために必要な人員増を含む。

北九州市行財政改革大綱（抜粋）

Ⅲ 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しについて

【官民の役割分担】

1 基本的な考え方（略）

2 具体的な取組み

各々の基本的な方向性としては、以下の(1)から(17)のとおりとし、具体的な実施方法、時期等について、今後取りまとめを行います。

（中略）

＜既に定型的業務としてのまとまりがある業務＞

(10) 斎場業務員の業務

「民間にできることは民間に委ねる」という観点から、全面民間委託の方向とします。

なお、斎場業務が、市民生活に密接に関わる行政サービスであることに留意します。

（以下、略）

平成 29 年度 北九州市行財政改革推進計画（抜粋）

Ⅲ 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しについて

1 官民の役割分担に係る具体的な取組み

項目	内容	スケジュール
(1) 既に定型的な業務としてのまとまりがある業務		
1 全面民間委託の方向とする業務		
(略) 斎場業務員の業務 (略)	「民間にできることは民間に委ねる」という考え方にに基づき、民間委託化を進める。 (民間委託化を進めるにあたっては、市民生活の安全・安心の確保、市民サービスの維持・向上などに十分留意する。)	具体的な実施方法等を検討し、民間委託化を順次実施（平成 30 年 4 月を目処とする。）